

令和7年設楽町告示第26号

設楽町高齢者運転免許証自主返納者サポート補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年8月18日

設楽町長 土屋 浩

令和 7 年設楽町告示第 2 6 号

設楽町高齢者運転免許証自主返納者サポート補助金交付要綱の一部
を改正する要綱

設楽町高齢者運転免許証自主返納者サポート補助金交付要綱(平成31年設楽町告示第19号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「豊鉄バスが発行する「元気パス」購入費用の内、上限15,000円の補助金を交付」を削り、同条第 3 号中「ただし、設楽町路線バス乗車回数券購入費補助金額を控除した額を対象とする。」を削り、同号前段を削る。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 22 日から施行する。

設楽町高齢者運転免許証自主返納者サポート補助金交付要綱（平成31年設楽町告示第19号）新旧対照表

改正後	改正前
（支援の内容） 第4条 町長は、対象者に次の各号に掲げるいずれかの支援を1人につき1回に限り行うものとする。 (1) （略） (2) _____ _____ (3) _____ _____ _____ _____ _____	（支援の内容） 第4条 町長は、対象者に次の各号に掲げるいずれかの支援を1人につき1回に限り行うものとする。 (1) （略） (2) <u>豊鉄バスが発行する「元気パス」購入費用の内、上限15,000円の補助金を交付</u> (3) <u>豊鉄バスが発行する「回数券」（普通回数券又は買物回数券）の購入金額の内、上限10,000円の補助金を交付。ただし、設楽町路線バス乗車回数券購入費補助金額を控除した額を対象とする。</u>